

文化芸術による地域振興事業費助成金実施要領

第1 通則

文化芸術による地域振興事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、文化芸術による地域振興事業費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

第2 助成事業

- (1) 交付要綱第4（2）に規定する事業は、次のとおりとする。なお、事業は主に静岡県内において実施し、助成金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。（公益財団法人静岡県文化財団理事長（以下「理事長」という。）に認められた場合、この限りではない。）

ア 対象となる事業

静岡県内に主たる活動の拠点を置く、文化芸術、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育及び産業など社会の幅広い分野の団体・グループ（法人格の有無は問わない）が行う創造的・先駆的なプログラム。

イ 対象とならない事業

- ・宗教活動、政治活動を目的とするもの
- ・営利を目的とするもの

- (2) 助成区分は下表のとおりとする。

助成区分	助成金額上限	助成率 ^{※2}
地域クリエイティブ支援	5,000 千円 ^{※1}	助成対象経費の4分の3以内 又は2分の1以内 ^{※3}
地域はじまり支援	300 千円	助成算定経費 ^{※4} の10分の10

ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

^{※1} 補助金の制度上の交付上限額は5,000千円です。ただし、交付額はアーツカウンシルしずおかの事業予算の範囲内で決定するため、制度の上限どおり交付されるものではありません。（近年の交付実績では、交付決定額の上限は概ね2,000千円となっています。）

^{※2} 団体区分による助成率の違い

	団体区分	助成率
ア	・非営利の民間団体・グループ （但し、市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校法人、市町が加わる実行委員会及び公益法人等は除く。）	4分の3以内
イ	・企業、市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校法人、市町が加わる実行委員会及び公益法人等	2分の1以内

--	--	--

※3 助成対象経費… 助成対象事業の実施に要する経費のうち、アーツカウンシルしずおかが助成の対象として認める経費

※4 助成算定経費… 助成対象事業の実施に要する経費から補助金、負担金、その他の収入(自己資金を除く)を控除した額のうち助成対象経費に該当する経費

(3) 交付要綱第 12 の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

ア 助成対象事業の実施に関する一切の責任を助成事業者が負うこと。

イ 助成金を助成対象事業以外の用途に使用してはならないこと。

ウ 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその履行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。

エ 助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

オ 助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(4) 公益財団法人静岡県文化財団（以下「文化財団」という。）は、交付要綱第 11 の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。

(5) 文化財団は、(3)の交付の条件に加え、当該事業年度の 4 月 1 日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

(6) 前項に掲げるもののほか、助成対象事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を附すことがある。

(7) 対象経費は、下表のとおりとする。

費 目	内 容
報 償 費	企画・調査料 ^{※1} 、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等、旅費(国内外交通費、宿泊費等) ※団体構成員の交通費も含む
制 作 ・ 運 営 費	作品等制作費、作品等実演費、賃借料(美術作品、機材等)等 業務委託費（会場設営・撤去等） 道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等 著作権料及びその手続きに要する経費 会場使用料(付帯設備費を含む)、(現地制作に係る)稽古場・作業工房等の使用料等、チケット販売システム使用料等 消耗品費
賃金 ^{※2} ・保険料	臨時雇用職員(事務整理、会場整理、作業員)の賃金、労災

	保険料等 展示品保険、イベント保険等
広告・通信費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費、郵送料等

(注) 助成対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

※1 企画・調査料は、助成対象経費の1割または50万円のいずれか低い方を上限とする。

※2 助成対象事業に従事する者を一定期間、臨時に雇用する場合に限り、事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等の経費が対象となる。

(8) 対象とならない経費は、下表のとおりとする。

・団体等の職員給与等人件費（時間外勤務手当等含む） ・団体等の維持管理費（事務所賃料、電話等の契約料、光熱水費、生活雑貨、ウェブサイト管理料、ウェブ会議サービス月額使用料等） ・航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等） ・行政機関に支払う手数料（印紙代、ビザ取得経費等） ・不特定多数からインターネットで集めるクラウドファンディング等の資金調達に係る経費（システム利用料及び返礼品の制作費・送料） ・金融機関、宅配業者等に支払う手数料（振込手数料、代引き手数料等） ・手土産代 ・飲食に係る経費（取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類） ・高額な備品（パソコン・コピー機、カメラ・ビデオ機器等）購入費 ・施設整備費 ・業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料 ・海外傷害保険等の各種保険料（イベント保険、美術品借用に伴うものは除く） ・予備費・雑費等使途が曖昧な経費
--

(9) 助成回数の制限

同一事業での助成回数は助成の区分に関わらず通算5回までとする。

第3 選考の視点

助成対象事業の交付決定に当たっては、下表に掲げる視点に基づき選考を行う。

助成金の区分	審査のポイント					
	創造性 先駆性	目的性	地域性	計画性	継続性	波及性 発信性

地域 クリエイティブ支援	◎	○	○	○	○	○
地域はじまり支援	◎	○	○	○		

- ・創造性、先駆性：既存の枠にとらわれない独創的で先進的なアプローチであること
- ・目的性：地域資源の活用や社会課題への対応を目指す、地域に根ざした取組としての発展が期待できること
- ・地域性：取組と住民をつなぎ、関わる人達の主体性を引き出す視点があること
- ・計画性：事業計画、収支予算が妥当であること
- ・継続性：将来ビジョンを持つ継続的かつ実現可能な取組であること
- ・波及性、発信性：地域の魅力を発信し、同分野の他事業や他地域のモデルとなることが期待されること

第4 計画の軽微な変更

交付要綱第 13 に規定する理事長の承認を必要としない助成対象事業の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 助成対象事業の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合。但し事前に文化財団への協議を要する。
 - ア 交付要綱第 11 に規定する助成金交付決定時における助成対象経費総額の 20%を超えない額の変更（20%を超える金額の変更であっても、その金額が 10 万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合。
 - イ 交付要綱第 11 に規定する助成金交付決定時における事業の費目毎に配分された額のいずれか低い額の 20%を超えない額の相互間流用（20%を超える金額の変更であっても、その金額が 10 万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合。
- (2) 団体名称、団体所在地、代表者を変更した場合。ただし、変更後速やかに（又は 14 日以内に）その旨を任意の書式（書面又は電子メール）により文化財団に届け出なければならない。

附 則

この要領は、令和 3 年度分の助成金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 令和 3 年度中に実施する事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この改正は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、令和 5 年度の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年度の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 7 年度の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 11 月 1 日から施行し、令和 8 年度の助成金から適用する。

附 則

この改正は、令和 8 年 11 月 1 日から施行し、令和 9 年度の助成金から適用する。